

# ○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注								
		地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	乳幼児加算	心理担当職員配置加算								
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合 (349単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重度障害児支援加算 (I) 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算 (II) 1日につき +198単位 * 別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位		1日につき +26単位 * 公認心理師の場合 +10単位								
	(2) 肢体不自由児の場合 (173単位)					ハ 重度障害児支援加算 (III) 1日につき +198単位	1日につき +70単位										
	(3) 重症心身障害児の場合 (909単位)																
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合					(一) 最初の60日まで (417単位)	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重度障害児支援加算 (I) 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算 (II) 1日につき +198単位 * 別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位		1日につき +26単位 * 公認心理師の場合 +10単位				
						(二) 61日目以降90日まで (381単位)											
						(三) 91日目以降180日まで (349単位)											
						(四) 181日目以降 (317単位)											
	(2) 肢体不自由児の場合					(一) 最初の60日まで (204単位)				× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算	ハ 重度障害児支援加算 (III) 1日につき +198単位	1日につき +70単位		
						(二) 61日目以降90日まで (188単位)											
						(三) 91日目以降180日まで (173単位)											
						(四) 181日目以降 (158単位)											
	(3) 重症心身障害児の場合					(一) 最初の60日まで (1,095単位)								× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 61日目以降90日まで (997単位)															
		(三) 91日目以降180日まで (909単位)															
		(四) 181日目以降 (820単位)															
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (125単位)					ハ 重度障害児支援加算 (III) 1日につき +198単位	1日につき +111単位	1日につき +70単位									
	(2) 重症心身障害児の場合 (885単位)																

二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(151単位)
		(二)61日目以降90日まで	(137単位)
		(三)91日目以降180日まで	(125単位)
		(四)181日目以降	(113単位)
	(2)重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,071単位)
		(二)61日目以降90日まで	(973単位)
		(三)91日目以降180日まで	(885単位)
		(四)181日目以降	(796単位)

ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき448単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

保育職員加配加算	(1日につき20単位を加算)
----------	----------------

地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×35/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×25/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×14/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×5/1,000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可